

原子力市民委員会の基本認識

2018.1.23 原子力市民委員会事務局長 細川弘明

1. 原子力発電に固執することが、立地地域住民、都市住民、電力会社、原子力メーカー、行政府のいずれに対しても大きな不幸をもたらし、国民的な損失と危険は甚大である（大綱 2017：pp.272-276）。
2. 「原発ゼロ社会」は、原発を止めることだけで成立するのではなく、原子力発電および原発事故の負の遺産の後始末を賢明かつ道義的に進めることが不可欠である（大綱 2014：pp.21-22）（大綱 2017：pp.269-270）。
3. 原発は国策として進められてきた。したがって「原発ゼロ社会」は国策転換によって実現する。具体的には、「脱原発」の政治決定、およびそれにもとづく立法と行政計画、そして政策の実行組織が必要であり、国会がその進捗を検証する仕組みが不可欠である（2014：179-183）（2017：283-284）。
4. 原子力発電のコストが従来は著しく過小評価されてきた。現実のコストを踏まえば、原発はもはや経済合理性を持ち得ない（2017：221-225）。
5. 「原発ゼロ」は、エネルギー供給、経済、技術いずれの面でも合理的かつ現実的な選択である（2014：16-20）（2017：270-272）。むしろ、原発を維持することのほうが、経済的にも技術的にも困難が大きく、事故のリスクも容認しがたい（2014：19-20）（2017：184-188、231-237）。
6. 福島第一原発事故の被害に対する賠償も被害者への支援施策も不十分であり、「人間なき復興」が強引に進められている（2017：29-31）。「人間の復興」の原則に照らして「復興政策」のあり方を根本的に見直すべきである（2014：38-42）。また、事故の責任および事故被害を拡大させた国・企業・自治体・専門家らの責任を明らかにすべきである（2017：58-65）。
7. 現行の原子力延命政策が電力自由化と再生可能エネルギーの普及を妨げている（2017：226-228）。
8. 原子力規制委員会の新規制基準には、看過せない欠陥が多くあり、原子力設備の安全を保証しない。また、現行の原子力防災体制は脆弱であり、住民の安全を守れない（2017：第4章、および特別レポート5）。
9. 核燃料サイクルは成立しておらず、断念すべきである。使用済み核燃料、再処理回収ウラン、プルトニウムなどを「資源」とみなさず、すべて核廃棄物と位置づけ、核セキュリティにも配慮のうえ、長期的な隔離保管のための制度を整えるべきである（2014：101-108）（2017：125-151）。
10. 原発輸出は、経済的にも倫理的にも不適切である（2014：206-210）（2017：263-265）。

原子力市民委員会の主な報告書・提言書（www.ccnejapan.com）

- 大綱 2014 『原発ゼロ社会への道 —— 市民がつくる脱原子力政策大綱』
大綱 2017 『原発ゼロ社会への道 2017 —— 脱原子力政策の実現のために』
- 2015 年次報告： 原子力発電復活政策の現状と今後の展望
2016 年次報告： ますます無理を重ねる原子力政策とその歪み
2015 特別レポート2 『核廃棄物管理・処分政策のあり方』
2016 特別レポート3 『「人間の復興」に必要な医療と健康支援とは？』
2017 高レベル放射性廃棄物問題への対処の手引き
2017 特別レポート4 『原発立地地域から原発ゼロ地域への転換』
2017 特別レポート1改訂版『100年以上隔離保管後の「後始末」』
2017 特別レポート5 『原発の安全基準はどうあるべきか』（近日発表予定）

「脱原子力政策大綱」2014 および 2017 での提案（抄録）

2018.1.23 構成： 細川弘明

I 事故被害者の救済・支援

- 1) 「被ばくを避ける権利」を含む「健康への権利」を基本的人権として尊重し、予防原則に立った防護策および健康支援策をとる（大綱 2014：pp.47-52）（大綱 2017：pp.44-54）。
- 2) 意思決定プロセスに被害当事者の参加を保障する（2017：63-64、82-83）。
- 3) これまでの復興行政を総括的に第三者評価し、2021年3月に予定される復興庁廃止後の復興ビジョンを「人間の復興」（2014：38-40）の観点から立て直す。
- 4) 原子力災害の影響の多面性と長期性に対応するため〈原子力災害復興基本法〉を制定し、後述（V）の〈脱原子力庁〉のもとに〈福島原発事故賠償・復興機関〉を設置し、損害賠償と被害者の支援を進める。その財源として〈福島原発事故賠償・復興税〉を創設する。東京電力の存続を前提とする原子力損害賠償支援機構法は廃止し、東京電力は破綻処理する（2014：189-194）。
- 5) 放射性物質を公害物質として位置づけ、排出基準・環境基準・常時監視体制・罰則などの規制法規を整備する（2017：75-81、120-125）。（後述 III-3 参照）

II 事故サイトの後始末

- 1) 事故原因の解明を進めるための第三者調査機関を再設置する（2017：89-92）。
- 2) 東京電力の破綻処理をおこなった上で、既存の原子力損害賠償・廃炉等支援機構と（東電

内で分社した) 廃炉カンパニーとを一体化させた〈福島第一原発処理公社〉を設立し、事故サイトの後始末の主体とする(2014: 89-90、189-193)。

- 3) 「中長期ロードマップ」を抜本的に見直し、事故炉建屋を外構シールドで覆って100年以上隔離保管し、放射線量の低減を待つ(2017: 100-105)。

III 核廃棄物の処分

- 1) 核廃棄物の管理・処分のための技術的3原則および社会的3原則(2017: 113-114)にもとづき、政策的対処の優先順位を設定する。福島第一原発事故の事故廃棄物への対処が最優先であり、未固化の高レベル廃液と湿式貯蔵中の使用済み核燃料がこれに次ぐ優先対象となる(2017: 115-116)。
- 2) 高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の処分は、技術的には急ぐ必要がなく、社会的合意に十分な時間をかける。脱原発の政治決定により、核廃棄物の総量を確定させることが合意の前提となる(2014: 118-120)(2017: 140-144)。
- 3) 放射性物質汚染対策特措法(除染特措法)と原子炉等規制法(炉規法)による規制基準のダブル・スタンダードを解消する。炉規法の基準に即した管理体制を確立し、汚染土の再利用についても炉規法の基準を適用する(2017: 120-125)。
- 4) 廃止する原子炉施設および核廃棄物を一元的に管理する主体として(英国NDAをモデルに)〈日本原子力廃止措置機関(JNDA)〉を設置する(2014: 113-115)。

IV 安全規制

- 1) 自然災害(地震、津波、火山噴火など)への過小評価をあらため、より厳しい基準によって原子力施設を再審査する(2017: 162-168)。その際、立地審査基準を適用する(2014: 143-146)(2017: 169-170)。
- 2) 新規規制基準の欠落項目・不足項目(2017: 168-183)および審査のあり方を徹底的に検証し、本来あるべき規制基準と厳正な審査を確立する(特別レポート5参照)。
- 3) 現行の原子力防災体制の脆弱性を根本的に改めることが急務である。あらたに〈原子力地域防災基準〉を定め、それにもとづく〈原子力地域防災審査〉に合格することを原子力施設運転の法的要件とする(2017: 199-201)。
- 4) 原発事故の際、原発従業員および防災行政組織(警察・消防・自衛隊)等の緊急作業要員の危険回避のため、どのような状況になれば職場放棄が許されるのかを具体的に規定した〈緊急時避難基準〉と〈緊急時避難計画〉を義務づけ、これを規制要件とする(2017: 202)。

V 脱原発ロードマップ

- 1) 内閣に〈脱原子力・エネルギー転換戦略本部〉(本部長=首相)を設置し、〈脱原子力・エネルギー転換戦略〉を閣議決定する(2014: 180)。原子力開発を進めてきた省庁部局を廃止し、〈脱原子力庁〉を設置する。(2014: 181-183)。
- 2) 〈脱原子力基本法〉によって、原子力発電と核燃料サイクルを禁止する(2014: 180-181)。同法にもとづき〈脱原子力基本計画〉を策定し、原発設備および核燃料サイクル設備を廃止し(2014: 195-200)(2017: 125-151)、立地自治体の経済財政の自立を支援する法制度を整備する(後述6)。原発廃止にともなう既存設備および核燃料資産の除去損について、〈脱原子力庁〉に設置する専門委員会等で条件等を検討のうえ、国が費用の一部を負担する(2014: 198-200)。東京電力については破綻処理を進め、福島第一原発事故に対応する損害賠償制度を新たにつくる(2014: 189-193)。福島第一原発事故以外の事故に対応するための原子力損害賠償制度も見直す(2014: 194-195)(2017: 237-240)。
- 3) エネルギー基本計画を抜本的に見直す(2014: 16-18)(2017: 218-221、270-276)。あらたに定める〈エネルギー転換基本法〉にもとづく〈エネルギー転換基本計画〉を策定し、持続可能なエネルギーシステムを構築する(2014: 181)(2017: 228-231)。気候変動対策は脱原子力と脱石炭火力を両輪として進める(2017: 228-231)。
- 4) 上記2つの基本計画(脱原子力基本計画とエネルギー転換基本計画)の進捗を把握するため、国会に国会議員と専門家で構成する検証委員会を置き、年次レビューと数年おきの総合レビューを実施する(2014: 182)。
- 5) 原発輸出推進政策を中止する。海外調査事業、政府系金融機関による融資保証や輸出保険の提供を認めない(2014: 206-210)(2017: 263-265)。
- 6) 電源三法交付金を廃止し、〈脱原子力・エネルギー転換税〉にもとづく〈エネルギー転換交付金〉を一定の条件のもとに交付して、国内の原子力立地地域の経済財政転換を国が支援する(2017: 247-249)。

VI 熟議と公論形成

- 1) 従来の政策決定システムによって民意と乖離した原子力政策が生み出されてきたプロセスを分析し、そのシステムの欠陥を正す必要がある(2014: 211-218)。
- 2) 国民的議論の実施と検証、合意形成の政策決定プロセスへの反映、合意形成のための情報公開の徹底が重要である(2014: 184-188)。既存省庁・審議会から独立した組織が、公聴会、パブリックコメント、討論型世論調査などの手法によって、国民各層の意思確認をおこなう(2014: 184-186)(2017: 277-280)。
- 3) 公論形成、国会改革(議員と専門家によって構成する専門調査委員会や検証委員会などの設置)による政策形成能力の向上、自治体の役割、メディアの役割と情報公開が不可欠である(2014: 219-223)(2017: 203-212, 285-286)

以上